

自立支援医療（更生医療）Q&A集（追加質問分）

No	質 問	回 答
1	資料3（Q&A）のNo.44の説明では、かゆみや便秘は自立支援医療（更生医療）の対象とならないと説明があったが、実際透析療法を実施されている方のほとんどに起こっており、医療機関としては人工透析により起こる症状であると考えている。医師の判断で透析によって引き起こる症状ということであれば、自立支援医療（更生医療）として認められるか。	今回Q&Aに載せているものは、どこまでが更生医療として認められるかについて、県嘱託医の判断を踏まえて作成したものであり、あくまで一例となります。なお、基本的には人工透析によって引き起こされる症状は更生医療の対象と考えており、更生相談所としては、指定自立支援医療機関の主たる医師の判断に基づき、個々のケースごとに判断していきたいと考えています。
2	自立支援医療（更生医療）の手引き13ページの対象疾患に狭心症とあるが、狭心症も自立支援医療（更生医療）の対象となるか？	当該一覧表は、対象疾患に対してどのような医療内容が自立支援医療（更生医療）の対象となるかを示したものであって、対象疾患に掲載されている全ての医療内容が必ずしも自立支援医療（更生医療）の対象となるものではありません。
3	人工透析療法中の方であるが、原疾患である糖尿病の治療のために入院した。入院は更生医療の対象となるか。	糖尿病の治療のための入院であれば更生医療の対象とならない。入院中に人工透析療法を実施するのであれば、人工透析療法に係る治療のみが更生医療の対象となります。
4	自立支援医療（更生医療）の手引き13頁の一覧表の疾患名欄に「1型糖尿病」との記載があるが、この場合「糖尿病」の治療は更生医療の対象となるのか。また、疾患名欄の見方についてであるが、掲載してある疾患に対する治療は更生医療の対象となるという見方で良いか。	糖尿病が原因で人工透析を実施するのであれば人工透析部分は自立支援医療（更生医療）の対象となるが、糖尿病の一般的な治療は自立支援医療（更生医療）の対象とならない。その他の治療・疾患に対する考え方も同じです。また、資料1のP13・14は、自立支援医療（更生医療）の対象疾患を表したものでなく、自立支援医療（更生医療）の対象となる医療内容をまとめたもので、疾患名は自立支援医療（更生医療）の医療内容の対象となった疾患の実例を列挙しているものです。
5	自立支援医療（更生医療）を申請してもしなくても患者の自己負担額がかわらない場合がある。この場合は、患者にメリットがなく、県の負担がかわるだけである。今のところは、患者に説明し了解を得ているが、万が一、自立支援医療（更生医療）を利用したくないという話が患者からあった場合、ペナルティはあるか。	自己負担については、市町村民税非課税世帯については、自立支援医療（更生医療）の申請をしない場合は、一部負担金が生じるということが、ペナルティといえ、ペナルティになりません。市町村民税課税世帯の方については、自立支援医療を受けただけで特別医療で助成するという今回の条例改正の趣旨について理解を求めたいと考えております。
6	①上限額管理票について、マル長の場合、上限額管理票の記載は1万円までの記載でよいのか、それとも、2万円までの記載が必要か。 ②病院でマル長の場合、1万円に達した後に、薬局においても1万円に達するまで上限額管理票に記載する必要があるのか。 ③病院が上限額管理票を保管している場合、病院から受け取って記載しなればならないか。	①Q&A本編No.23のとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③そもそも、上限額管理票については、受診者本人が管理することになっており、また、したがって、該当する病院に対し、受診者本人に渡していただくよう連絡をお願いいたします。

7	<p>自立支援医療（更生医療）の対象については、国の基準も明確ではなく、市町村に照会しても分からず、結局のところ、県に聞くしかないが、県の方で主導してくれないのか。</p>	<p>今回、医療機関の要望に応じて、Q&Aに自立支援医療（更生医療）の対象について、具体的な事例を提示させていただきました。今後もしも指摘された事例に困っておられる場合は、実施主体である市町村が支給決定を行うことになり、県も協力して対象となる範囲が明確になるよう努めています。</p>
8	<p>Q&A集はありますが、これがガイドラインとなつて、市町村窓口でこのQ&Aに記載がないから申請できないという形になれば困る。自立支援医療（更生医療）の対象範囲については、基本的に、指定自立支援医療機関の主たる医師が責任を持って判断していかないと考えている。</p>	<p>このQ&Aは、医療機関の要望に応じて自立支援医療（更生医療）の対象となるものを示したものであり、個々の事例において指定自立支援医療機関の主たる医師が責任を持って自立支援医療（更生医療）の対象について判断していただくのが原則となります。当日の会議では、市町村の担当者の方にも参加していただいておりますが、Q&Aに記載していないものは一律対象外という扱いにしないで、個別、具体的に自立支援医療（更生医療）の対象を確定していくことが必要であると、お願いしたところですので。</p>
9	<p>特別医療を使い、本人が負担しないのであれば「自己負担額徴収印」の欄に押印は不要ではないか。</p>	<p>医療機関の窓口では、受診者本人に請求すべき自立支援医療の自己負担額のうち、特別医療の対象者については、受診者本人に代わつて、医療機関が審査支払機関を通じて、実施主体である市町村に請求することにより、結果的に医療機関が自立支援医療に係る自己負担額を受領していることから、「自己負担額徴収印」の欄に徴収印が必要ですが、なお、正確を期すため「自己負担額のうち〇〇円は、特別医療に請求」といった内容を欄外に記載していただいても構いません。</p>
10	<p>マル長患者で自立支援医療（更生医療）の対象であっても、審査機関によっては、負担の軽減につながらない場合は、マル長と特別医療の併用とならないか。</p>	<p>条例において、自立支援医療（更生医療）の手続を行った場合に特別医療の対象とする旨規定されています。また、手続を行わなかった場合には、自己負担額の軽減措置を受けられなくなる等、対象者の不利益につながるから、自立支援医療（更生医療）と特別医療の手続を行うべきかどうかを、異点数の場合であっても、レセプト上になお、マル長患者に限った取扱として、異点数の場合であっても、レセプト上に異点数の記載がなければ、自立支援医療（更生医療）の手続がされていても不利益は生じないと考えます。</p>